

金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律第 13 条に基づく報告書（補遺）

内閣総理大臣 小 泉 純 一 郎 殿

平成 14 年 12 月 19 日

朝銀千葉信用組合

金融整理管財人 宮内 文雄



金融整理管財人 水上 康平



はじめに

当組合は、平成 12 年 12 月 29 日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(金融再生法)第 8 条第 1 項に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

我々金融整理管財人は、平成 12 年 12 月 29 日に選任されて以降、金融再生法の趣旨に則り、当組合の適切な業務運営に鋭意取り組んでまいりました。

我々金融整理管財人は、管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につきまして調査の上、平成 13 年 6 月 13 日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づく報告書」を提出いたしました。その後の調査につきまして、現時点での状況を以下の通りご報告いたします。

I. 旧経営陣に対する民事、刑事上の責任追及について

我々金融整理管財人の最終目標である事業譲渡を早期に実現するためにも、旧経営陣の責任追及を行うことが最優先の課題であるとの認識から、精力的に調査に取り組んできた。その経緯については下記のとおりである。

1. 「責任追及担当部」の設置

就任以来、我々金融整理管財人は責任解明に取り組んできたが、平成 13 年 4 月 10 日には、責任解明に熟達している整理回収機構嘱託弁護士らの参加も得て「責任追及担当部」を設置し、鋭意責任解明に取り組んできた。

2. 責任解明・追及に際しての基本方針

旧経営陣の責任解明・追及に当たっての要点として、我々金融整理管財人は、

- ① 経営陣等に職務上の義務違反があった場合の民事訴訟の可否、あるいはそれ以外の必要な措置の可能性
- ② 旧経営陣の犯罪に対する刑事告訴、或いは刑事告発等の必要性及び妥当性

等を主眼において、当組合の問題案件について幅広く調査解明のメスをいれた。その結果、以下の事案について旧経営陣等の責任を追及すべく、民事訴訟を行った。

3. 民事責任の追及について

白 成一への融資に対する民事訴訟(損害賠償請求)

① 提訴日

平成 13 年 12 月 3 日

② 提訴対象となった事案

朝銀千葉信用組合は遊戯業(パチンコ店)用地購入の内金として金 3 億円を融資したが、債権保全措置が取られておらず朝銀千葉信用組合にほぼ同額の損害を与えた。

- ③ 提訴の趣旨、経営責任上の違法性について
善良なる管理者の注意義務違反

- ④ 被告
李 光熙(元朝銀千葉信用組合理事長)
李 孝洙(〃 副理事長)
李 英一(〃 副理事長)

- ⑤ 損害賠償請求額
金 3億円

4. 刑事責任の追及について

旧経営陣が決裁その他の行為について、刑法247条、同252条その他の条項、中小企業等協同組合法112条その他の法令違反等の有無について議事録、稟議書、伝票等を精査し、また、旧経営者からの聴き取り調査を行った。刑事責任の追及については、現在までのところ告訴・告発には至っていないが、引き続き調査に取り組んできたところである。

II. 総括並びに今後の対応について

以上のように旧経営陣に対する責任追及は、「責任追及担当部」はもとより、預金保険機構特別業務部と緊密な連携をとり、その指導を得て民事及び刑事両面から幅広く取り組んだ結果、早期に一定の成果を得ることができたと考えているが民事提訴の後においても、引き続き責任追及作業に取り組んできたところである。

今後、整理回収機構への不良債権譲渡に伴い、整理回収機構での調査において新たな事実が出てくる可能性もあり、その際整理回収機構において民事及び刑事両面の追及が可能となるよう旧経営陣に対する損害賠償請求権を同機構に譲渡し、関係資料一切を引き渡す予定である。

以 上